

科保健課により各年で調査されている。この最新調査（2009年4月現在）⁵⁾によると、都道府県に勤務する歯科専門職は229名で、保健所を設置する市（政令指定都市、中核市など）が356名、特別区が118名、その他の地方自治体が537名である。これらの数字を分母として職場間の比較を行うための仮の回収率（分母には今回非回答だった行歯会員と行歯会非加入者も含める）を算出すると、都道府県が24%、保健所を設置する市が10%、特別区とその他の地方自治体がそれぞれ3%であり、都道府県関係者が高い値を示している。

また職種ごとに同様に仮の回収率を算出して比較してみると、歯科医師では22%（=40／181）、歯科衛生士では7%（=70／1049）と、差が認められた。このほか、今回調査の回答者は年齢層が高く、勤務年数が長いという特徴がある（表1）。

これは、その他の自治体や特別区では対人サービスが主要業務であるのに対し、都道府県では健康施策に関する諸々の業務を担当するケースが多いという違いに起因するものと考えられる。すなわち、災害健康危機管理は都道府県の歯科専門職にとっては比較的親和性の高い業務であるが、特別区やその他の自治体の歯科専門職にとっては馴染みの薄い業務である、という背景が推察される。

本調査の主目的である災害健康危機管理に関する研修受講および訓練参加に関する実態については、ここ2年間（2009～2010年度）の間に災害健康危機管理に関する研修および訓練を受けた歯科専門職は対象者の1割程度と非常に低かったが、上述した回収率の職場および職種による違いを勘案すると、調査の非回答者でこれらの割合が高い可能性は低いと考えるのが妥当であろう。

したがって、地方自治体に勤務する歯科専門職全体でみた場合、研修や訓練を受けた割合は、本調査で得られた1割程度という数値よりも低い可能性が高いと考えられる。

以上より、地方自治体に勤務する歯科専門職に対する災害健康危機管理の研修・訓練は不十分であるといえる。

地方自治体の歯科専門職は、地方自治体の職員として災害危機管理の業務を担っていくのは当然のことであるが、災害健康危機管理における歯科保健医療の重要性^{7,8)}も様々な事例を通して周知されてきていることから、職務の専門性を活かして災害健康危機管理における歯科保健医療を円滑にすすめていくための担い手であることも期待されており、今後、研修の充実を図っていく必要性は高いと考えられる。

他の保健職種と比較は、今回の調査から知ることができないが、橘ら⁶⁾が2007年に全国の保健所・地衛研に対して行った健康危機管理に関する所内研修の実態調査では、回答のあった全研修のうち、歯科医師・歯科衛生士が研修対象者となっていたものが19.1%で、他の職種（保健師82%、管理栄養士46%、食品衛生監視職員46%、環境衛生監視職員39%）に比べて低いことが報告されている。しかしながら、上述した厚労省歯科保健課の調査⁵⁾によると全国の保健所で歯科専門職が配置されていない所が半数以上あることから、これを考慮して職種間の違いを見る必要があり、上述した橘らの報告で示された各職種の数値のうち、保健師以外の職種とはそれほど際立った差はないのかもしれない。

本調査は、Webアンケートを自身で作成から集計まで行うことができるNIPH-WebQ【文献】を用いて行ったが、調査対象集団のメールアドレスが把握されていれば簡便に実施できる方法であり、他職種でも環境によっては簡単に実施可能と考えられる。今回の調

査は質問数がやや多めで、それが回収率の低さの一因につながった可能性が考えられる。今回の調査で対象者が回答に要した所要時間は平均 11 分弱、中央値 6 分強で、回答者にさほど強い負荷を与えるものではなかったが、今回の調査と比較可能で、かつ、より簡便な質問紙を作成することが可能である。

今後、災害健康危機管理の効果的な研修・訓練を企画・実施していくためには、様々な職種の現状やニーズを把握する必要がある。その際、NIPH-WebQ を用いて行った今回の調査を活用するのも 1 つの方法と有用ではないかと考えられる。

E. 結論

地方自治体に勤務する歯科専門職（歯科医師・歯科衛生士）が加入する組織のメーリングリストを通じて、災害健康危機管理に関する Web アンケート調査を実施したところ、災害健康危機管理の研修や訓練を受けた対象者は 1 割程度と低かった。今後、多くの対象者が研修・訓練を受けることができるよう環境整備を図っていく必要性が高いことが示唆された。

F. 健康危機情報

該当なし

G. 研究発表

該当なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし

I. 引用文献

- 1) 中村宗達、安藤雄一、石上和男、花田信弘. 全国行政歯科技術職連絡会について. 保健医療科学 57(1): 79, 2008. <http://www.niph.go.jp/kosyu/2008/200857010012.pdf>
- 2) 行歯会（全国行政歯科技術職連絡会）のページ：
<http://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/nioph/gyoushi.html>
- 3) 安藤雄一、星 佳芳、吉見逸郎、緒方裕光. アンケート作成システムの開発. 国際疫学会西太平洋地域学術会議兼第 20 回日本疫学会学術総会；2010 年 1 月；埼玉県越谷市. Supplement to Journal of Epidemiology 2010; 20, Supplement, p.348.
- 4) NIPH-WebQ のページ（国立保健医療科学院ホームページ内）.
<http://www.niph.go.jp/entrance/webq/>
- 5) 都道府県・保健所を設置する市・特別区・市・町・村に勤務する歯科医師及び歯科衛生士について（厚生労働省歯科保健課調べ）. 2009.
- 6) 橘とも子、曾根智史、荒田吉彦ほか 17 名. 職種別およびすべての公衆衛生従事者に求められる地域健康危機管理に必要な人材開発と人員配置に関する研究 研究その 2：保健所等の公衆衛生行政職員に対する人材育成に係る調査研究（実態調査）. 平成 20

- 年度厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策研究事業）「地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政職員の人材開発及び人員配置に関する研究（H20－健危－一般001、研究代表者：曾根智史）平成20年度 総括・分担研究報告書. 205-305頁. 2009.
- 7) 中久木康一、星佳芳、鶴田潤、村井真介、小室貴子、戸原玄、小城明子、寺岡加代：災害における歯科専門職の役割. 保健医療科学 57(3): 225-233, 2008.
(<http://www.niph.go.jp/kosyu/2008/200857030006.pdf>)
- 8) 安藤雄一、中村宗達、杉本智子、竹中佐智子. 地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政歯科医師・歯科衛生士の人材開発及び人員配置に関する研究. In: 厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究）地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政職員の人材開発及び人員配置に関する研究（主任研究者：曾根智史、H 20-健危-一般-001） 平成20年度 総括・分担研究報告書；2009. 17-30頁.

資料1 質問一覧および結果概要

■調査ID 225
■調査票タイトル 行商会員対象:災害健康危機管理に関する研修受講・訓練参加等に関するアンケート調査
■実施期間 2011-02-14(月)~2011-02-20(日)

1 昨年度から今年度にかけて、災害健康危機管理【注】に関する研修を受けたことがありますか？。

【注】災害以外の健康危機管理に関する研修は、今回の調査の対象外になりますので、無視してください。
【選択肢:ラジオボタン(單一回答)】

		回答数	%
1.ある		11	10.0
2.ない		99	90.0
		110	100

2 受講された研修の内容をお尋ねします。

回答は3つ分を用意していますが、受講された研修の数だけ御回答ください。4つ以上受講されている方は、御自身の判断で3つを選んで御回答ください。
なお、御回答いただく研修ごとに画面が変わりますので御注意ください。
回答は次画面からになります。

3 【研修:1つ目】

受講された研修の内容について伺います。
下記質問について、回答を御記入ください。
【選択肢:テキスト(自由回答)】

コメント表示 (110)

4 ※回答する研修がない場合は、「次へ」のボタンをクリックして、先に進んでください

【研修:2つ目】
受講された研修の内容について伺います。
下記質問について、回答を御記入ください。
【選択肢:テキスト(自由回答)】

コメント表示 (110)

5 ※回答する研修がない場合は、「次へ」のボタンをクリックして、先に進んでください

【研修:3つ目】
受講された研修の内容について伺います。
下記質問について、回答を御記入ください。
【選択肢:テキスト(自由回答)】

コメント表示 (110)

6 災害時健康危機管理に関する研修は十分だと思いますか？

【選択肢:ラジオボタン(單一回答)】

		回答数	%
1.思う		5	4.5
2.思わない		70	63.6
3.わからない		35	31.8
		110	100

7 どのような点で十分でないですか？。

また、どのような研修が必要とお考えですか(自由回答)

【選択肢:テキスト(自由回答)】

[コメント表示](#) (110)

8 昨年度から今年度にかけて、災害健康危機管理【注】に関する訓練に参加されたことがありますか？。

【注】災害健康危機管理以外の訓練（一般的な避難訓練等）は、今回の調査の対象外になりますので、無視してください。

【選択肢：ラジオボタン（単一回答）】

		回答数	%
1.ある	<input checked="" type="radio"/>	9	8.2
2.ない	<input type="radio"/>	101	91.8
		110	100

9 災害健康危機管理に関する訓練への参加状況について、お尋ねします。

回答欄は3つ用意していますが、参加された訓練の数だけ御回答いただければ結構です。また4つ以上参加されている方は、御自身の判断で3つを選んで御回答ください。
なお、御回答いただく訓練ごとに画面が変わりますので御注意ください。
回答は次画面からになります。

10 【訓練：1つ目】

参加された訓練の内容について伺います。

下記質問について、回答を御記入ください。.

【選択肢：テキスト（自由回答）】

[コメント表示](#) (110)

11 ※回答する訓練がない場合は、「次へ」のボタンをクリックして、先に進んでください

【訓練：2つ目】

参加された訓練の内容について伺います。

下記質問について、回答を御記入ください。.

【選択肢：テキスト（自由回答）】

[コメント表示](#) (110)

12 ※回答する訓練がない場合は、「次へ」のボタンをクリックして、先に進んでください

【訓練：3つ目】

参加された訓練の内容について伺います。

下記質問について、回答を御記入ください。.

【選択肢：テキスト（自由回答）】

[コメント表示](#) (110)

13 あなたが所属する職場の自治体が、災害の被災地となって支援を受けた経験はありますか？

【選択肢：ラジオボタン（単一回答）】

		回答数	%
1.ある → 災害名を御記入ください	<input checked="" type="radio"/>	17	15.5
コメント表示 (1)			
2.ない	<input type="radio"/>	93	84.5
		110	100

14 あなたは所属する職場の自治体外の被災地へ支援に行かれた経験はありますか？

【選択肢：ラジオボタン（単一回答）】

[コメント表示](#) (110)

1.ある（自治体名と災害名を御記入ください） コメント表示 (1)		9	8.2
2.ない		101	91.8

110 100

15 【前問で「ある」と回答された方へ】
どのような立場で支援に行かれましたか。該当するものをお選びください。
【選択肢：ラジオボタン（単一回答）】

		回答数	%
1.所属自治体からの派遣		5	4.5
2.ボランティア		2	1.8
3.その他（内容を御記入ください） コメント表示 (1)		2	1.8
		110	100

16 所属する自治体では、防災計画上での歯科保健や歯科医療に関する位置づけはなされていますか？
【選択肢：ラジオボタン（単一回答）】

		回答数	%
1.位置づけられている（内容を御記入ください） コメント表示 (1)		31	28.2
2.位置づけられていない		39	35.5
3.わからない		40	36.4
		110	100

17 歯科専門職（歯科医師、歯科衛生士）としての役割は位置づけられていますか？
【選択肢：ラジオボタン（単一回答）】

		回答数	%
1.位置づけられている（内容を御記入ください） コメント表示 (1)		17	15.5
2.位置づけられていない		59	53.6
3.わからない		34	30.9
		110	100

18 災害時の歯科保健医療に関する支援方策の計画はありますか？
【選択肢：ラジオボタン（単一回答）】

		回答数	%
1.ある（内容を御記入ください） コメント表示 (1)		19	17.3
2.ない		48	43.6
3.わからない		43	39.1
		110	100

19 過去の災害時に生じた歯科保健医療に関するニーズをどの程度理解しているとお考えですか？
【選択肢：ラジオボタン（単一回答）】

		回答数	%
1.理解している		10	9.1
2.理解していない		90	81.8
3.わからない		1	0.9
		110	100

		回答数	%
1.理解している	1	2	1.8
2.だいたい理解している	██████	38	34.5
3.あまり理解していない	██████████	59	53.6
4.理解していない	██	11	10.0
		110	100

20 そのための平時の間わりや準備はされていますか？。
【選択肢：ラジオボタン(単一回答)】

		回答数	%
1.準備している	1	2	1.8
2.少しあは準備している	██	9	8.2
3.あまり準備していない	██████	49	44.5
4.準備していない	██████	50	45.5
		110	100

21 【前問で「準備している」「少しあは準備している」と回答された方へ】
準備されたいる内容は何ですか？。簡潔に御記入ください。
【選択肢：テキスト(自由回答)】

コメント表示 (110)

22 最後に、御自身のプロフィール(属性)についてお尋ねします(個人情報は求めませんので御安心ください)。
回答は次画面からです。

23 職種について、該当するものをお選びください
【選択肢：ラジオボタン(単一回答)】

		回答数	%
1.歯科医師	██████	40	36.4
2.歯科衛生士	██████████	70	63.6
		110	100

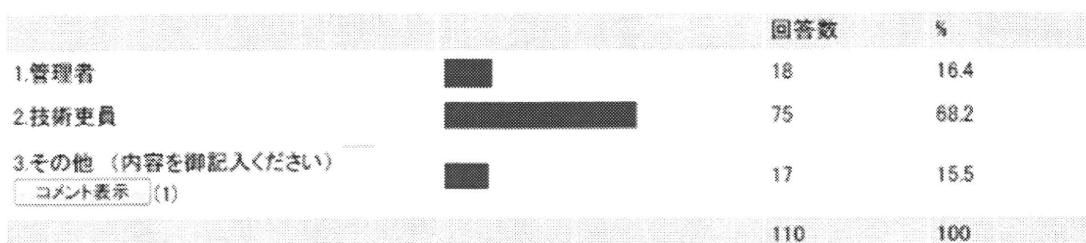
24 職場について、該当するものをお選びください。
【選択肢：ラジオボタン(単一回答)】

		回答数	%
1.都道府県(本庁)	██████	25	22.7
2.都道府県(出先:保健所等)	██████	29	26.4
3.政令指定都市(本庁)	██	4	3.6
4.政令指定都市(出先:センター等)	██████	22	20.0
5.中核市、保健所政令市(本庁)	██	4	3.6
6.中核市、保健所政令市(出先:センター等)	██	5	4.5
7.特別区(本庁)	██	2	1.8
8.特別区(出先:センター等)	██	1	0.9
9.上記以外の地方自治体／その他一内容	██		

記述)	<input type="checkbox"/> コメント表示	(1)		18	16.4
				110	100

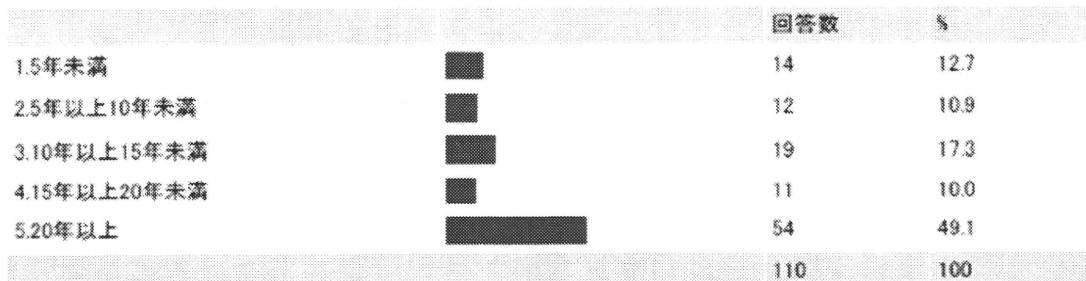
25 権位について、該当するものをお選びください。

【選択肢:ラジオボタン(單一回答)】



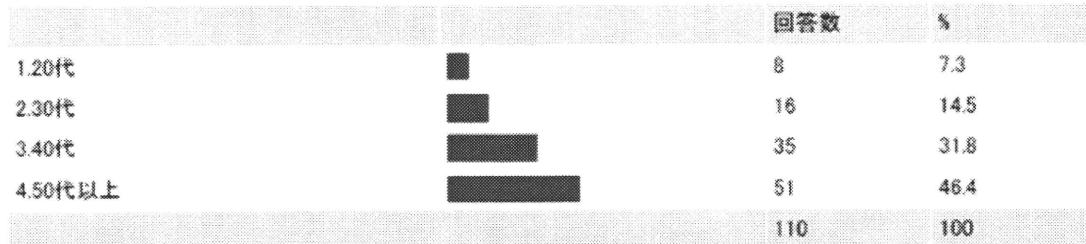
26 行政職としての経験年数について、該当するものをお選びください。

【選択肢:ラジオボタン(單一回答)】



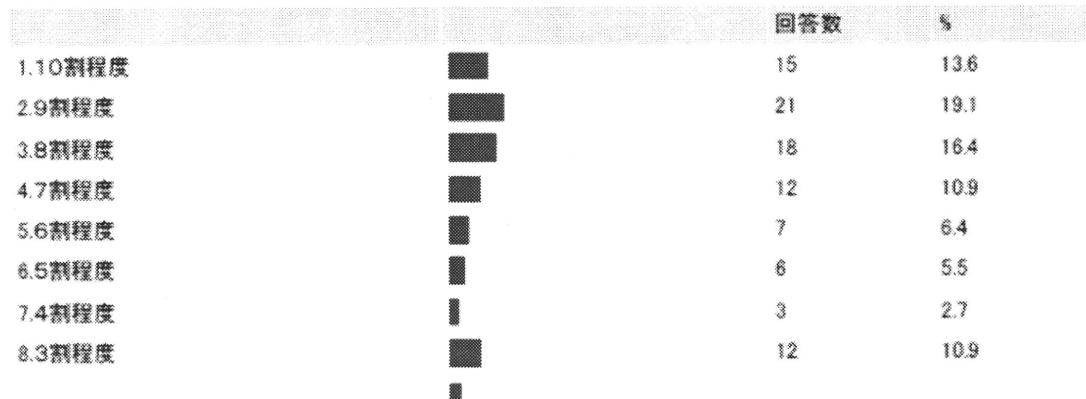
27 年齢について、該当するものをお選びください。

【選択肢:ラジオボタン(單一回答)】



28 現在のお仕事で歯科保健に関する業務の占める割合は時間換算すると、どのくらいですか。下記のうち、該当するものをお選びください。

【選択肢:ラジオボタン(單一回答)】



資料2 研修に関する質問「どのような点で十分でないですか？。また、どのような研修が必要とお考えですか」の回答一覧

職場	職種	職位	年齢階級	歯科保健の関する業務の占める割合	どのような点で十分でないのか／どのような研修が必要か
都道府県 (本庁)	歯科医師	管理者	50代～	1割程度	災害への備えのための研修。災害が発生したときのための研修。災害から回復するときのための研修
		技術吏員	50代～	5割程度	医師会等とともに危機管理の訓練の企画を行ったが、本部設置等のノウハウ等がなかった。
		管理者	50代～	8割程度	実際に災害が起きたとき、今現在は、全くどうしてよいのかわからない。何もしなくていいのか？災害時の口腔ケアはいらないの？
		技術吏員	40代	5割程度	(十分でない点)全く実施されていないから。 (必要な研修)災害時に必要とされる健康管理ニーズとそれに対応するための物資調達及び関係者間のコーディネートの仕方
		技術吏員	50代～	5割程度	全く研修がなく、それ以前に、歯科に関してはマニュアルへの記載もほとんどない。
		管理者	50代～	0割程度	災害はその内容、規模、発生時間等によって毎回異なり、必ず問題点、課題を生ずるものである。 したがって、事例ごとの課題(そのときの課題や問題点を明らかにし、より成果が上がる対応を検討するなどの事例研修が必要)
		技術吏員	50代～	9割程度	歯科に関しては、研修機会がほとんどない。 東京都のマニュアル等先進事例を参考に、ノウハウを整理したうえで、関係各機関も参加した机上訓練等を含む研修が必要。
		技術吏員	30代	6割程度	義務受講ではないため
		技術吏員	50代～	10割程度	研修が余り実施されていない
		技術吏員	40代	10割程度	危機管理意識がない。
		技術吏員	50代～	8割程度	災害時の歯科保健医療についてのニードについて情報が手に入らない。災害時にどのような歯科保健医療のニーズがどのような時期に必要になるのか、またどのような対処を行う必要があるのかわかるような研修が必要
都道府県 (出先:保健所等)	歯科衛生士	技術吏員	40代	8割程度	そのような研修を受ける機会がないから
		技術吏員	50代～	3割程度	具体的な対応策と役割分担をしていくための研修
		技術吏員	40代	6割程度	現状では机上訓練知らない。 職種で自主研修を企画しようと思う。
	歯科医師	管理者	50代～	2割程度	行われていないため
		技術吏員	40代	0割程度	研修の機会がない。どのような研修が行われているのか情報がこない。
		技術吏員	50代～	9割程度	災害発生の各フェーズに応じた一般的な対応について、資料などを通じて頭では理解していると思っているが、実際にはそのような歯科領域に特化した研修などを受けたことがないので、実際に対応できるか不安が残ります。
		その他	50代～	8割程度	歯科関係者としての視点にたっての研修はほぼないのではないかと思います。 歯科医師会や市町村との連携を含めた研修が必要と思います。
		その他	50代～	10割程度	通常業務に追われて時間的な余裕がない。 シミュレーションが必要だと思うが。
		技術吏員	50代～	3割程度	実際に災害が起った場合の、県の体制、市町村の体制を明確にし、行政職員としてどの立場(行政機関の一員、歯科専門職として)で動けばいいか確認する必要がある。
		その他	50代～	10割程度	研修の対象に歯科衛生士は入っていないことが多い。
政令指定都市 (本庁)	歯科医師	技術吏員	50代～	10割程度	研修を受ける機会がない。
		技術吏員	50代～	5割程度	私自身は、災害時健康危機管理に関する研修を今までほとんど受ける機会がなかった。個人が率先して受講する意識は持ちにくいテーマであり、また受講機会もなかったように記憶している。 まず、どのように役割が想定され、どのような準備・心構えが必要かから研修する必要があると思う。
	技術吏員	40代	7割程度	定期的な研修が行われていない。 実際の災害発生を想定し、発生後から時系列でどのような対応が必要かを考える研修一度も受講したことがない	
	管理者	50代～	3割程度	恥ずかしながら、基本的な災害時健康危機管理の体制等についての知識が不足しています。	
	管理者	30代	9割程度	災害時健康危機管理の概論、ならびに歯科に特化した形の各論についての研修があれば嬉しいです。	
	歯科医師	管理者	50代～	1割程度	総合防災訓練として避難や消火、救急、食糧調達など市民と協働での訓練はある。また、新型インフルエンザ発生に伴う、患者収容や検体搬送といった訓練も行っている。 しかし災害時に①どのような健康問題が発生するのか、②その際にどのような対応が求められるのか、など具体的に習得する機会はない。
		管理者	50代～	9割程度	なお保健師は、中越地震に派遣されその際の活動報告等をまとめており、発生時の参考となると思われる。
		管理者	50代～	9割程度	研修の対象になっていないこと。

職場	職種	職位	年齢階級	歯科保健の関する業務の占める割合	どのような点で十分でないのか／どのような研修が必要か
政令指定都市(出先:センター等)	歯科衛生士	技術吏員	30代	3割程度	研修自体がないので、どのような内容でも良いので受講したい。
		技術吏員	40代	8割程度	そのような研修は行われていない
		技術吏員	40代	7割程度	職員として、避難場所の開設補助等の役割は割り振られていますが、歯科専門職としての役割は期待されていないようです。 避難所でもできるだけ健康保持を考慮するのであれば、歯科保健分野における健康危機管理についての研修も必要と考えます。
		その他	40代	10割程度	研修は一部の職員のみでおこなわれていて、すべての職員が災害時の対応マニュアルを把握しているのではないかと想定する内容というより、災害時の対応マニュアルの周知が必要だと感じる。
		技術吏員	20代	6割程度	市の仕組みなどあるようだが、紙ベースのみである。 いざという時は耳にタコができるくらい何度も聞いたことが役に立つと思う。 毎年同じ内容で、市の仕組みを説明する内容のものがあると良い。
		技術吏員	40代	9割程度	研修がいつ、どのような内容で実施されているのかのインフォメーションが無い。 どの程度の知識と行動が、どのレベルの職員に必要で、それに合わせて開催されているのか不明。 災害発生時の対応について知識を得て、併せて、平常時に備えておくべきことがわかる研修。
		技術吏員	50代～	9割程度	本 자체で歯科に関するマニュアルがどの程度作成されているかもわからない自分がいることが不十分です。
中核市、保健所政令市(本庁)	歯科衛生士	技術吏員	40代	8割程度	災害時の健康危機管理について、職員間での役割分担などはっきりしていないので、何をすればいいのかわからない。 災害が起きたと想定しての実技も含めた訓練が必要と思う。
		技術吏員	50代～	8割程度	危機管理の計画自体に係っておらず、研修どころかどうするかも一般的な事以外具体的には分らない。
中核市、保健所政令市(出先:センター等)	歯科医師	技術吏員	50代～	8割程度	災害直後は対応できることは少ないと思うが、その後の避難生活の中でのマニュアルや実習の研修が必要。 歯科医師自身が自分たちが必要であるという意識の醸成とあわせて対策にかかる人たちが「歯科医師が必要」とする意識の啓発も必要。
	歯科衛生士	技術吏員	50代～	5割程度	自治体における防災マニュアルはあるものの、業務フローに詳細まで記載されているわけではないので、具体的に府内で災害時の対応について話し合ったことがないように思う。 地元歯科医師会とも、災害時の連絡系統や役割等について話し合った記憶はないので、今、まさに災害に見舞われた場合、スムーズに対応できない状態だと思う。 連絡・連携系統等の体制づくりのハード面と実際の現場での役割分担等のソフト面の両方の研修が必要だと考えます。
特別区(本庁)	歯科衛生士	その他	20代	8割程度	今回はたまたま研修があっただけであり、定期的なものではないため
特別区(出先:センター等)	歯科衛生士	技術吏員	30代	6割程度	区内及び所内での防災訓練はあるが、研修の案内自体、今までなかったように思う。
その他	歯科衛生士	管理者	40代	9割程度	医療圈で話し合いが行われていることは、会議に出席する上司の決裁報告(書面)でわかるが、課内レベルで話し合いを行ったことはない。 市の緊急時の対策に医科は関わっているが、歯科は参考程度の扱いのように感じる。歯科医院には、酸素ボンベなど、麻酔時の緊急のための整備があるはず、と上司に伝えたことがあるが、「全ての歯科医院にあるのか」と聞かれ、答えられずそのままになっている。 研修は、被災地域体験者から、日頃から必要な対策を聞かせていただければ、と思います。
		技術吏員	50代～	10割程度	全く受けたことがないので、何が必要であるかもわからないのが現状です。
		技術吏員	40代	7割程度	そういった研修は市町村レベルにおいてこない(県レベルで止まる)のに、実際は市町村が動くことになる。県が予算化して市町村に実施して欲しい。
		技術吏員	50代～	8割程度	災害時に歯科ができるのか、行政・市民・歯科医師会・医師会など関係者が共有できていない。また、歯科関係者自身災害時にどう対処すべきかしっかりとした訓練ができていない。
		技術吏員	40代	10割程度	防災訓練は毎年していますが、災害時の健康危機管理としてのシミュレーションは行っていないので、何かあったら不安です。
		技術吏員	50代～	10割程度	研修の開催がなかった
		その他	40代	1割程度	職場において危機管理意識が低いと感じる 現実を想定できないため、有事に行動できないと思われる
		その他	50代～	10割程度	私は、市の歯科衛生士ですが、(防災訓練には毎年歯科医歯科会と参加しています。(課としては救護統括班))行政の保健師等が防災、健康危機管理を自分の仕事と思っていないような気がします。 人間これが絶対必要だと思えば要望も増え、各地で研修がおこなわれますが、それほど頻度で行われていない気がします。蛇足ですが、戸籍担当、警察、監察医などと連携して、災害時、歯科には、検死検査もあるのですよね。 東京都には歯科のマニュアルがあるので助かります。 数年前、東京歯科大の花岡教授を招き、訓練をしました。

資料3 防災計画上での歯科保健や歯科医療に関する位置づけ

職場	防災計画上での歯科保健や歯科医療に関する位置づけの内容
都道府県(本庁)	防疫・保健衛生
都道府県(本庁)	山口県地域防災計画
都道府県(本庁)	県歯科医師会との協定に基づく歯科医療支援
都道府県(本庁)	医療保険計画にある
都道府県(本庁)	健康づくり課長を班長に、歯科保健医療班を編成することになっている。
都道府県(本庁)	地域防災計画の地震編において緊急医療班として歯科医師会が位置づけられている
都道府県(本庁)	歯科応急治療班、口腔ケアなど
都道府県(本庁)	医療救援所における歯科医療の提供
都道府県(本庁)	「奈良県地域防災計画 基本計画編(平成20年修正)」および「奈良県地域防災計画 震災対策計画編(平成20年修正)」に歯科医療救援班の記載があります。
都道府県(出先:保健所等)	歯科医療救援班の設置
都道府県(出先:保健所等)	兵庫県では阪神淡路大震災の後、災害における歯科保健活動指針が作成され、活動に関する様式や行動指針が示されているが、地域防災計画には歯科医療機関の受け入れ等に関する位置づけはあるが、歯科保健活動までは明記されていない。
都道府県(出先:保健所等)	防災計画
都道府県(出先:保健所等)	医療救援活動への協力に関すること
都道府県(出先:保健所等)	非難場所における健康相談
都道府県(出先:保健所等)	フェーズにより対応。
都道府県(出先:保健所等)	避難所への歯科に関する応援。(歯科保健指導)(口腔ケアに関して) 対応可能な歯科診療所の把握。(歯科診療可能旗による)
都道府県(出先:保健所等)	県歯科医師会と県で災害時に救護所等に歯科医師を派遣する契約を締結している。
政令指定都市(出先:センター等)	歯科医療については、歯科医師会に委託されている。
政令指定都市(出先:センター等)	県の支援体制に準ずるという位置づけ
政令指定都市(出先:センター等)	愛知県歯科医師会が、災害発生時に歯科医療可能な医療機関である標示(旗)や行政より通信機器が貸与されている。 地域保健医療計画の中で策定されていると思います
中核市、保健所政令市(出先:センター等)	災害時には、自治体内の医療班として、協力機関である医師会・歯科医師会・薬剤師会等との連絡調整を行い、応急医療・医療班編成を行う。
特別区(本庁)	救援所における歯科医療救援 身元確認のための記録作成
その他	防災計画書に明記されているか本日は確認できませんが、毎年8月最終日曜日に行う防災訓練には、歯科救援班の活動が盛り込まれています。 「防災上必要な施設、設備等」の章で「救助施設、設備等」の項目に市内歯科医療機関の一覧が掲載されている。歯科医師会に未入会の歯科医院3件も含まれている。 「医療班」の中には医師会、薬剤師会の記載があるが、歯科医師会の記載はない。 「診療所等」「医師等」「等」に含まれるかと思う。 「医薬品等の適正使用に関する活動」の項目には、「県薬剤師会は、県医師会、県歯科医師会と協力して」の一文があり、2.5cm厚さの防災計画の中で、歯科医院一覧表以外で見る「歯科」の文字は、ここだけのようでした。
その他	地域防災計画にて地域歯科医師会と協定
その他	救護所における歯科医療活動
その他	歯科医師会と災害時の歯科医療救援活動に関する協定を結んでいます。
その他	歯科に特化した位置づけはないが、医療対策班としての位置づけられている

資料4 歯科専門職としての役割の位置づけの内容

職場	歯科専門職としての役割の位置づけの内容
都道府県(本庁)	歯科保健医療班員
都道府県(本庁)	県防災計画の中で位置づけられている
都道府県(本庁)	健康管理として被災者の健康相談(巡回含む)
都道府県(本庁)	医療分野専門技術ボランティアの資格要件として歯科医師が明記されている。
都道府県(本庁)	地域防災計画の地震編において緊急医療班として歯科医師会が位置づけられている
都道府県(出先:保健所等)	前設問と同じ。
都道府県(出先:保健所等)	16に同じ
都道府県(出先:保健所等)	応急治療、避難所でのケア
都道府県(出先:保健所等)	県の指針には、災害救急歯科医療と巡回歯科保健活動の担い手として位置づけされている。地域防災計画には、歯科医師会が関係機関として位置づけられている。
政令指定都市(出先:センター等)	行政の歯科医師、歯科衛生士としての役割は位置付けられていないが、歯科医師会として歯科医師の役割は位置づけられている。
中核市、保健所政令市(出先:センター等)	歯科専門職は、在宅独居老人、避難所などを回り、被災者の状況把握や健康相談に応じる。
特別区(本庁)	前質問の業務への従事
その他	救護統括班 市の健康課、医師会、歯科医師会、薬剤師会等
その他	歯科に関する医療救援活動及び身元確認
その他	歯科医療に関する救援は歯科医師が行う

資料5 歯科保健医療に関する支援方策の計画の内容

職場	歯科保健医療に関する支援方策の計画の内容
都道府県(本庁)	県歯科医師会、県歯科衛生士会の支援
都道府県(本庁)	県防災対策本部からの派遣要請にしたがって、県歯科医師会等により救護班を派遣する。
都道府県(本庁)	県歯科医師会との歯科診療に関する協定
都道府県(本庁)	地域防災計画の中
都道府県(本庁)	計画はないが、災害時歯科医療救護マニュアルがある。
都道府県(本庁)	奈良県地域防災計画 基本計画編(平成20年修正) 第2章災害予防計画-第11節医療計画 歯科医療救護班
都道府県(本庁)	奈良県地域防災計画 震災対策計画編(平成20年修正) 第2章災害予防計画-第17節医療計画 歯科医療救護班
都道府県(本庁)	県歯科医師会で作成
都道府県(出先:保健所等)	指針として示されている。
都道府県(出先:保健所等)	県レベルでの歯科医師会との連携
政令指定都市(本庁)	地元の歯科医師会と協力し、被災者の口腔ケアを実施する。
政令指定都市(出先:センター等)	愛知県地域保健医療計画に明示されていたと思います。
政令指定都市(出先:センター等)	名古屋市災害対策基本計画
特別区(出先:センター等)	歯科医師会との連携
その他	改定案の中に盛り込みたいと思っています。 只今改定作業中です。
その他	市の地域防災計画の地域歯科医師会との協定書にて
その他	歯科に特化した計画ではない

資料6 「平時の関わりや準備」の内容

職場	準備している内容
都道府県(本庁)	大阪府歯科医師会の対応マニュアル等を入手し、対応策についての情報は共有している。 東南海・南海大地震に備えて、和歌山県との情報を共有しようという動きがある。
都道府県(本庁)	関係フォーラム参加による情報収集 歯科医師会への情報提供による問題意識の向上
都道府県(出先:保健所等)	関係歯科医師会、歯科衛生士会との連絡方法、口腔ケア物品の支援を依頼するメーカー等を把握するようしている。
政令指定都市(出先:センター等)	行政(県・市・警察)と歯科医師会の間で協定を結んでいる。
政令指定都市(出先:センター等)	必要になると思われる、マニュアル案の作成。
中核市、保健所政令市(出先:センター等)	災害報告書などから学んでいる。
特別区(本庁)	標準マニュアルの配備 訓練への参加
その他	在宅訪問歯科診療の機材、市保健センター内の歯科診療所(平時は休日・障がいの診療)の活用、歯科医師会、市の常勤、非常勤歯科衛生士の連絡網
その他	ポータブルユニット等の備品

分担研究報告 :

保健所等の職員（事務職）の資質・能力を向上させるための教育研修手法開発に関する研究

分担研究者 : 橘 とも子 (研究分担者 : 国立保健医療科学院研究情報センター)

研究協力者 : 高桑 大介 (研究協力者 : 武藏野赤十字病院)

坂野 晶司 (研究協力者 : 杉並保健所 荻窪保健センター)

曾根智史 (研究協力者 : 国立保健医療科学院公衆衛生政策部)

二宮 宜文 (研究協力者 : 日本医科大学多摩永山病院救命救急センター)

山口 孝治 (研究協力者 : フジ虎ノ門整形外科病院外傷・救急センター)

渡部 裕之 (研究協力者 : 台東区役所健康部保健サービス課)

研究要旨 【目的】全国の自治体(都道府県・政令指定都市・中核市・特別区)における災害医療体制の整備(構築・運用 etc.)を中心に、地域防災計画および関連の計画に位置づけられている「保健所の役割や機能」について実態を把握する。これにより、保健所における災害健康危機管理に要する人材育成に係る検討の基礎資料を得ることが本調査研究の目的である。【方法】郵送質問紙調査法。回答方法は質問紙の郵送返信または H-CRISIS を利用した電子媒体による返信を併用。対象は全国の自治体保健衛生部局の健康危機管理担当課長 128 名。【結果】災害フェイズごとに最も多くの保健所に位置づけられていた役割は、[事前] 医療機関連携調整等の体制構築整備、[発災時] 衛生、[事後] 衛生、であった。【考察およびまとめ】地域の災害健康危機管理従事者に対する人材育成において現時点で想定すべき保健所の災害健康危機管理機能は、以下であると思われた。[事前] の役割: ①医療機関連携調整等の体制構築整備、②地域防災計画等の計画策定、③備蓄用医薬品や医療資機材の検討等、[発災時] の役割: ①衛生、②こころのケア、③災害応急医療、④医療従事者調整(コーディネート)等、⑤避難所の運営・管理、[事後] の役割: ①衛生、②こころのケア、③災害応急医療、④復興期医療体制の構築

キーワード : 保健所、災害健康危機管理、地域防災計画、役割

A. 研究目的

全国の自治体(都道府県・政令指定都市・中核市・特別区)における災害医療体制の整備(構築・運用 etc.)を中心に、地域防災計画および関連の計画に位置づけられている「保健所の役割や機能」について実態を把握する。これにより、保健所における災害健康危機管理に要する人材育成に係る検討の基礎資料を得ることを本調査研究の目的とした。

B. 研究方法

郵送質問紙調査法。回答方法は質問紙の郵送返信または H-CRISIS を利用した電子媒体による返信を併用。対象は全国の都道府県等 128 自治体の保健衛生主管部局(本庁・地方振興局・支庁を含む)の健康危機管理担当課長 128 名。対象自治体への質問紙送付は、事前にすべての自治体ごとに保健所の災害健康危機管理に関する調査票を送付する旨を伝え、送付先部署の具体的な確認を行ったうえで一斉発送した。

なお本調査は、国立保健医療科学院疫学研究倫理審査専門委員会において承認された（承認番号 NIPH-IBRA#10048）。

C. 研究結果(資料 2、3、4 参照)

回答数 96(回収率 75.0%)

総回答の集計結果を資料 1 に示す。

1) 回答自治体の属性

① 回収率

1) 総回答に対して

(自治体種類, 回答数, 回収率)

- ・都道府県, 32, 33.3%
- ・政令指定都市, 15, 6%
- ・中核市, 28, 29.2%
- ・特別区, 17, 17.7%
- ・保健所政令市(狭義), 4, 4.2%

2) 自治体種類別回答状況

(自治体種類, 発送数, 回答数, 自治体種類別回収率)

- ・都道府県, 46, 32, 69.6%
- ・政令指定都市, 19, 15, 79.0%
- ・中核市, 33, 28, 84.9%
- ・特別区, 24, 17, 70.8%
- ・保健所政令市(狭義), 6, 4, 66.7%

② 組織形態

- ・保健衛生主管部局と同一, 48, 50.0%
- ・本庁の出先機関(傘下組織), 36, 37.5%
- ・その他, 12, 12.5% →資料 2 参照

2) 地域防災計画等における保健所の役割・機能

① 事前

1) 医療機関連携調整等の体制構築整備

- ・保健所の役割あり, 70, 73.7%
- ・保健所の役割なし, 14, 14.7%
- ・どちらでもない, 11, 11.6%
- ・未回答, 0

2) 地域防災計画等の計画策定

- ・保健所の役割あり, 67, 70.5%
- ・保健所の役割なし, 16, 16.8%
- ・どちらでもない, 12, 12.6%
- ・未回答, 1

3) 備蓄用医薬品や医療資機材の検討等

- ・保健所の役割あり, 65, 68.4%
- ・保健所の役割なし, 22, 23.2%
- ・どちらでもない, 8, 8.4%
- ・未回答, 1

4) その他平常時

- ・保健所の役割あり, 37, 39.8%
→資料 2 参照
- ・保健所の役割なし, 35, 37.6%
- ・どちらでもない, 21, 22.6%
- ・未回答, 3

② 発災時

1) 医療従事者調整(コーディネート)等

- ・保健所の役割あり, 70, 73.7%
[保健所の形態別]
保健衛生主管部局と同一 75.0%,
本庁の出先機関(傘下組織) 77.1%
- ・保健所の役割なし, 18, 18.9%
- ・どちらでもない, 7, 7.4%
- ・未回答, 1

2) 災害応急医療

- ・保健所の役割あり, 80, 84.2%
[保健所の形態別]
保健衛生主管部局と同一 81.3%,
本庁の出先機関(傘下組織) 85.7%
- ・保健所の役割なし, 9, 9.5%
- ・どちらでもない, 6, 6.3%
- ・未回答, 1

3) 広域医療搬送

- ・保健所の役割あり, 19, 20.0%
[保健所の形態別]
保健衛生主管部局と同一 16.7%,
本庁の出先機関(傘下組織) 28.6%
- ・保健所の役割なし, 61, 64.2%
- ・どちらでもない, 15, 15.8%
- ・未回答, 1

4) 避難所の運営・管理

- ・保健所の役割あり, 51, 54.3%
[保健所の形態別]
保健衛生主管部局と同一 59.6%,

- 本庁の出先機関(傘下組織) 62.9%
- 保健所の役割なし, 35, 37.2%
- どちらでもない, 8, 8.5 %
- 未回答, 2

5) 衛生

- 保健所の役割あり, 93, 97.9%
- 保健所の役割なし, 1, 1.1%
- どちらでもない, 1, 1.1%
- 未回答, 1

6) こころのケア

- 保健所の役割あり, 86, 91.5%
- 保健所の役割なし, 6, 6.4%
- どちらでもない, 2, 2.1%
- 未回答, 2

7) その他、発災時

- 保健所の役割あり, 47, 51.6%
- 資料2参照
- 保健所の役割なし, 25, 27.5%
 - どちらでもない, 19, 20.9%
 - 未回答, 5

③ 事後

1) 復興期医療体制の構築

- 保健所の役割あり, 59, 62.8%
- 保健所の役割なし, 19, 20.2%
- どちらでもない, 16, 17.0 %
- 未回答, 2

2) 災害応急医療

- 保健所の役割あり, 66, 70.2%
- 保健所の役割なし, 13, 13.8%
- どちらでもない, 15, 16.0 %
- 未回答, 2

3) 避難所の運営

- 保健所の役割あり, 46, 48.9%
- 保健所の役割なし, 36, 38.3%
- どちらでもない, 12, 12.8 %
- 未回答, 2

4) 衛生

- 保健所の役割あり, 87, 91.6%
- 保健所の役割なし, 4, 4.2%
- どちらでもない, 4, 4.2%
- 未回答, 1

5) こころのケア

- 保健所の役割あり, 80, 85.1%
- 保健所の役割なし, 8, 8.5%
- どちらでもない, 6, 6.4%
- 未回答, 2

6) その他、発災後

- 保健所の役割あり, 35, 38.5%
- 資料2参照
- 保健所の役割なし, 28, 30.8%
 - どちらでもない, 28, 30.8 %
 - 未回答, 5

3) 地域の防災訓練

① 訓練の有無

- ある, 75, 88.2%
- ない, 9, 10.6%
- わからない, 1, 1.2%
- 未回答 11

② 訓練の実施主体

1) 訓練実施主体

- 86件(89.6%)が回答

→資料2参照

2) 訓練名称

- 86件(89.6%)が回答

→資料2参照

3) 実施頻度

回答数	73
最大値	4
最小値	1
平均値	1.147945
標準偏差	0.526584
中央値	1

実施頻度	件数	%
1	64	87.7%
1.3	1	1.4%
1.5	3	4.1%
2	3	4.1%
4	2	2.7%
未回答	23	
	73	100.0%

4) 災害健康危機管理に関する人材養成について

回答数 28 → 資料 2 参照

D. 考察

近年日本では、地震、水害、火山噴火などの自然災害による大規模健康危機が頻発しており、地域の健康危機管理体制においては、災害健康危機管理体制の充実・強化が求められている。本研究において実施した実態調査では、回収率が 75.0%と高く、保健所における災害健康危機管理の充実・強化に向けた関心の高さが窺われた。

地域防災計画等における保健所の役割・機能では、事前の保健所役割として、①医療機関連携調整等の体制構築整備、②地域防災計画等の計画策定、③備蓄用医薬品や医療資機材の検討等、を全回答の 7 割前後で保健所は担っていた。また、その他の平常時における保健所の役割は、「災害要支援者リストの作成管理（難病患者等）」「立入り検査時に医療機関の緊急体制を把握」等であり、地域や組織の実状に応じて平常時における災害健康危機管理体制が定められていると思われた。

発災時の役割では、⑤衛生、⑥こころのケア、はいずれも 9 割前後の保健所が位置づけられていた。両者とも衛生業務、精神保健業務という平常時から保健所が携わる業務であることから、平常時から担う業務の延長線上で対応の具体的準備が可能ではないかと思われた。次いで多かった役割は①医療従事者調整（コーディネート）等、②災害応急医療、である。7-8 割の回答で保健所の役割と位置づけられていた。保健所の形態「保健衛生主管部局と同一」「本庁の出先機関（傘下組

織）」いずれにおいても役割を担う割合に差はなかった。複数の医療関係職種の職員を有する保健所が、地域行政の災害健康危機管理においても医療連体制の構築に係る調整等を多くが担っているのは合理的かつ効率的と思われた。④避難所の運営・管理を役割として持っていたのは回答の半数程度、③広域医療搬送が位置づけられていたのは 2 割程度であり、④は市町村との、また③は総務、防災部局等の他部局と役割分担がなされているのではないかと思われた。その他の発災時の業務には、医療救護班等の編成・派遣、動物愛護・動物衛生確保、避難所・被災地における疫学調査、等であり、いずれも発災時の想定を加えつつ平常時業務の充実・強化が保健所に求められるのではないかと思われた。

事後の役割では、④衛生、⑤こころのケア、②災害応急医療、①復興期医療体制の構築、③避難所の運営、⑥その他発災後役割、の順に多くの保健所に位置づけられていた。

以上より、人材育成に必要な災害健康危機管理に係る最大公約数的保健所の役割は、「過半数の保健所に位置づけられている役割」と定義できると考えられ、各フェイズの最大公約数的役割を位置づけられた保健所数の多い順に配置すると、以下のようにまとめることができた。

事前の役割:

- ・ 医療機関連携調整等の体制構築整備
- ・ 地域防災計画等の計画策定
- ・ 備蓄用医薬品や医療資機材の検討等

発災時の役割:

- ・ 衛生
- ・ こころのケア
- ・ 災害応急医療
- ・ 医療従事者調整（コーディネート）等
- ・ 避難所の運営・管理

事後の役割:

- ・衛生
- ・こころのケア
- ・災害応急医療
- ・復興期医療体制の構築

E. まとめ

- 1) 保健所が担う災害健康危機管理機能の実態を明らかにした。
- 2) 地域の災害健康危機管理従事者に対する人材育成において現時点で想定すべき保健所の災害健康危機管理機能は、以下のようにまとめることができた。

事前の役割:

- ・医療機関連携調整等の体制構築整備
- ・地域防災計画等の計画策定
- ・備蓄用医薬品や医療資機材の検討等

発災時の役割:

- ・衛生
- ・こころのケア
- ・災害応急医療
- ・医療従事者調整(コーディネート)等
- ・避難所の運営・管理

事後の役割:

- ・衛生
- ・こころのケア
- ・災害応急医療
- ・復興期医療体制の構築

ケアシステムの平常時・発災時・復興期モデルの検討. 第 16 回 日本集団災害医学会総会・学術集会 プログラム・抄録集 (印刷中)

- 3) 坂野晶司, 橘とも子, 山口孝治, 二宮宣文, 渡部裕之, 高桑大介, 曽根智史. 都道府県地域防災計画内での保健分野の位置づけについて. 第 69 回日本公衆衛生学会総会抄録集(東京). 日本公衆衛生雑誌 2010;57(10) 特別附録:458.
- 4) 橘とも子. 地域における健康危機管理拠点に対する広域的災害情報の Web 支援体制について. 日本集団災害医学会誌. 2009 December ; 14 (3) : 366.
- 5) 橘とも子, 曽根智史. 地域の健康危機管理体制における人材基盤整備実態に関する研究. 保健医療科学. 2010 March ; 59(1) : 75.

G. 知的財産の出願・登録状況

なし

F. 研究発表

- 1) 橘とも子, 二宮宣文, 山口孝治, 高桑大介, 吉岡留美, 関根和弘, 佐藤潤. 地域における健康危機管理者に対する災害健康危機管理に係る人材育成方法の検討. 災害シミュレーション演習の導入・評価を中心として. 日本集団災害医学会誌. 2010 ; 15(2) : 187-196 .
- 2) 橘とも子. 地域社会におけるヘルス

資料1：単純集計結果

送付件数	回収総数	回収率
128	96	75.0%

メール回収	47	49.0%
郵送回収	49	51.0%

1.はじめに貴自治体について教えてください

問1.1
名称

別紙参考

問1.2 自治体の種類について教えてください。

回答数 96

	件数	%
都道府県	32	33.3%
政令指定都市	15	15.6%
中核市	28	29.2%
特別区	17	17.7%
保健所政令市	4	4.2%
未回答	0	
	96	100.0%

問1.1 部署名

別紙参考

問1.3 貴自治体の「保健所」は、貴課（保健所衛生主管部局の健康危機管理担当課）と組織的にどのような関係ですか？

回答数 96

	件数	%
保健衛生主管部局と同一	48	50.0%
本庁の出先機関（傘下組織）である	36	37.5%
その他	12	12.5%
未回答	0	
	96	100.0%

2.貴自治体の地方防災計画や関連する計画で、保健所の役割や機能はどのように位置づけられているか教えてください

2.1 発災前（平常時）

問2.1.1 医療機関との連携調整など、災害医療に必要な体制の構築・整備について、保健所は何らかの役割を担っていますか？

回答数 95

	件数	%
保健所は役割を担っている	70	73.7%
保健所は役割を担っていない	14	14.7%
どちらともいえない	11	11.6%
未回答	0	
	95	100.0%

問2.1.2 地域防災計画等、地域の災害健康危機管理に関する計画策定について、保健所は何らかの役割を担っていますか？

回答数 95

	件数	%
保健所は役割を担っている	67	70.5%
保健所は役割を担っていない	16	16.8%
どちらともいえない	12	12.6%
未回答	1	
	95	100.0%

※「保健所は役割を担っていない」「どちらともいえない」に回答=1件 「どちらともいえない」で集計を行った

問2.1.3 災害備蓄用の医薬品や医療資機材の検討など、災害への準備について、保健所は何らかの役割を担っていますか？

回答数 95

問2.1.4 その他、1)~3)以外の平常時に保健所が担っている役割がありますか？

回答数 93

件数 %

	件数	%
保健所は役割を担っている	65	68.4%
保健所は役割を担っていない	22	23.2%
どちらともいえない	8	8.4%
未回答	1	
	95	100.0%

保健所に位置づけられている役割がある	37	39.8%
保健所に位置づけられている役割はない	35	37.6%
どちらともいえない	21	22.6%
未回答	3	
	93	100.0%

保健所に位置づけられている役割

別紙参考

2.2 発災時（注：発災から概ね2-3週間頃までを指すこととします）

問2.2.1 災害医療に関する医療従事者の調製（コードィネート）等、災害医療態勢の構築について、保健所は何らかの役割を担っていますか？

回答数	95
-----	----

	件数	%
保健所は役割を担っている	70	73.7%
保健所は役割を担っていない	18	18.9%
どちらともいえない	7	7.4%
未回答	1	
	95	100.0%

問2.2.3 広域医療搬送（域内・域外SCUの運営補助等）に関する業務について、保健所は何らかの役割を担っていますか？

回答数	95
-----	----

	件数	%
保健所は役割を担っている	19	20.0%
保健所は役割を担っていない	61	64.2%
どちらともいえない	15	15.8%
未回答	1	
	95	100.0%

問2.2.5 衛生（防疫・給水・危険物・毒物・遺体etc.)について、保健所は何らかの役割を担っていますか？

回答数	95
-----	----

	件数	%
保健所は役割を担っている	93	97.9%
保健所は役割を担っていない	1	1.1%
どちらともいえない	1	1.1%
未回答	1	
	95	100.0%

問2.2.2 災害応急医療（救助活動・救護所の運営・被災病院支援を含む）について、保健所は何らかの役割を担っていますか？

回答数	95
-----	----

	件数	%
保健所は役割を担っている	80	84.2%
保健所は役割を担っていない	9	9.5%
どちらともいえない	6	6.3%
未回答	1	
	95	100.0%

問2.2.4 避難所の運営・管理について、保健所は何らかの役割を担っていますか？

回答数	94
-----	----

	件数	%
保健所は役割を担っている	51	54.3%
保健所は役割を担っていない	35	37.2%
どちらともいえない	8	8.5%
未回答	2	
	94	100.0%

問2.2.6 こころのケアについて、保健所は何らかの役割を担っていますか？

回答数	94
-----	----

	件数	%
保健所は役割を担っている	86	91.5%
保健所は役割を担っていない	6	6.4%
どちらともいえない	2	2.1%
未回答	2	
	94	100.0%

問2.2.7 その他、発災時における災害健康危機管理について1)~6)以外に保健所が担っている役割が何かありますか？

回答数	91
-----	----

	件数	%
保健所に位置づけられている役割がある	47	51.6%
保健所に位置づけられない役割はない	25	27.5%
どちらともいえない	19	20.9%
未回答	5	
	91	100.0%

保健所に位置づけられている役割
別紙参考

2.3 発災後（復興期）（注：発災から概ね3-4週間を過ぎた時期を指すこととします）

問2.3.1 関連医療機関調整（コーディネート）や救護所の運営等、応援医療関係者退却後における復興期医療体制の構築について保健所は何らかの役割を担っていますか？

回答数	94
-----	----

	件数	%
保健所は役割を担っている	59	62.8%
保健所は役割を担っていない	19	20.2%
どちらともいえない	16	17.0%
未回答	2	
	94	100.0%

問2.3.3 避難所の運営について、保健所は何らかの役割を担っていますか？

回答数	94
-----	----

	件数	%
保健所は役割を担っている	46	48.9%
保健所は役割を担っていない	36	38.3%
どちらともいえない	12	12.8%
未回答	2	
	94	100.0%

問2.3.5 こころのケアについて、保健所は何らかの役割を担っていますか？

回答数	94
-----	----

件数	%
----	---

問2.3.2 災害応急医療（救助・救護を含む）について、保健所は何らかの役割を担っていますか？

回答数	94
-----	----

	件数	%
保健所は役割を担っている	66	70.2%
保健所は役割を担っていない	13	13.8%
どちらともいえない	15	16.0%
未回答	2	
	94	100.0%

問2.3.4 保健所・衛生（防疫・給水・危険物・毒物・遺体etc.）について、保健所は何らかの役割を担っていますか？

回答数	95
-----	----

	件数	%
保健所は役割を担っている	87	91.6%
保健所は役割を担っていない	4	4.2%
どちらともいえない	4	4.2%
未回答	1	
	95	100.0%

問2.3.6 その他、発災時における災害健康危機管理について1)~6)以外に保健所が担っている役割がありますか？

回答数	91
-----	----

件数	%
----	---